平成２２年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市上荒田町764番地エクセレンスＫ２―402号
破産者　木場　秀明
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
鹿児島県鹿児島市伊敷町1994番地７
破産者　吉村　民子
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市明和２丁目15番10号
破産者　小嶋　篤
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３１７１号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目17番25号　クオリティライフ新札幌
破産者　山崎　仁
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５２２号
北海道石狩市花川北５条２丁目５番地
破産者　高橋　公司
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５０号
札幌市北区新琴似12条10丁目３番51―105号
破産者　原　國雄
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０３号
札幌市中央区南16条西９丁目２番21―401号
破産者　上保　優美
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２８号
札幌市清田区平岡９条３丁目１番18号
破産者　小林　謙三
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１３号
仙台市泉区鶴が丘１丁目40番地の10　レジデンス白萩103
破産者　飯坂　稔
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
群馬県太田市内ケ島町1111番地１　レオパレスシャレ104号
破産者　岩田　幸司
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５６号
富山県砺波市幸町５番11号　アーバン砺波203号室、開始決定時の住所富山県小矢部市矢水町495番地２
破産者　西永　和男
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９９号
富山県高岡市大野312番地４
破産者　居酒屋幸こと　星野　幸子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１９９号
名古屋市中区新栄３丁目１番５号　エクセレンス新栄1302号
破産者　長尾　徹幸
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１１号
名古屋市東区東桜２丁目21番２号　大鐘ビル702号、住民票上の住所三重県四日市市富田一色町34番43号
破産者　ｏｆｆｉｃｅ　ｄｅｌｔａこと　内藤　恵
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７８４号
名古屋市名東区高針４丁目807番地
破産者　林　靖詞
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９２号
名古屋市瑞穂区瑞穂通１丁目37番地の１ザ・モーク桜山403号
破産者　江﨑　重成
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４３号
名古屋市守山区新守町２番地　シャトー新守Ⅱ501号、開始決定時の住所名古屋市守山区金屋１丁目８番13号　プライメリー岡島３―Ｃ号
破産者　まんが喫茶ヴィヴィアンこと　長崎　道昭
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１４号
名古屋市守山区大字中志段味字南原2685番116、住民票上の住所愛知県瀬戸市平町２丁目49番地
破産者　鉄誠工業こと　加藤　正樹
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部